（登録被災者援護協力団体に関する内閣府令の一部改正）

**第十八条**　登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（令和七年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 登録被災者援護協力団体に関する防災庁令 | 登録被災者援護協力団体に関する内閣府令 |
| （趣旨） | （趣旨） |
| **第一条**　災害対策基本法（以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この庁令の定めるところによる。 | **第一条**　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この府令の定めるところによる。 |
| （用語） | （用語） |
| **第二条**　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 | **第二条**　この府令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 |
| （被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体） | （被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体） |
| **第三条**　法第三十三条の二第一項の防災庁令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。 | **第三条**　法第三十三条の二第一項の内閣府令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。 |
| （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） | （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） |
| **第五条**　法第三十三条の二第三項第二号ロの防災庁令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。 | **第五条**　法第三十三条の二第三項第二号ロの内閣府令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。 |
| （法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者） | （法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者） |
| **第六条**　法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 | **第六条**　法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 |
| （被災者援護協力業務に従事する者） | （被災者援護協力業務に従事する者） |
| **第七条**　法第三十三条の二第四項第一号の防災庁令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 | **第七条**　法第三十三条の二第四項第一号の内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 |
| 〔一・二　略〕 | 〔一・二　同上〕 |
| （登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項） | （登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項） |
| **第八条**　法第三十三条の二第五項第四号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 | **第八条**　法第三十三条の二第五項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 |
| 〔一・二　略〕 | 〔一・二　同上〕 |
| （被災者援護協力業務の実施基準） | （被災者援護協力業務の実施基準） |
| **第十条**　法第三十三条の五の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。 | **第十条**　法第三十三条の五の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 |
| 〔一～六　略〕 | 〔一～六　同上〕 |

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

別記様式第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（内閣府本府組織規則の一部改正）

**第十九条**　内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官） | （経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官） |
| **第八条**　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。 | **第八条**　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。 |
| 2～4　〔略〕 | 2～4　〔同上〕 |